

# 会議顛末書

						記録者	古山
供 覧	市 長	部 長	課 長	課長補佐	主 査 係 長	グ ル ー プ 員	
件 名	第 1 回龍ヶ崎市大規模小売店舗立地意見調整会議						
年 月 日	令和 5 年 2 月 1 3 日 (月)						
時 間	午後 1 時 3 0 分から午後 2 時まで						
場 所	市役所 5 階第 3 委員会室						
出 席 者	菅沼産業経済部長, 岡野企画課長, 重田生活安全課長, 海老原商工観光課長, 渡辺環境対策課長, 松田都市計画課長補佐, 永井道路整備課長, 石井下水道課長, 橘原都市施設課長, 事務局・商工観光課 (高野課長補佐, 記録者)						
内 容	<p>令和 5 年 12 月 16 日, 京商プロパティ株式会社より大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗変更届出書が茨城県に提出され, 大規模小売店舗立地法第 8 条第 1 項の規定により, 「Qizmall 龍ヶ崎」の変更届出について, 茨城県知事より意見書の提出依頼があり, 周辺地域の生活環境の保持という見地から関係各課より意見を求めた。</p> <p>なお, この大規模小売店舗立地法届出に係る地元説明会は, 令和 5 年 2 月 8 日 (水) 馴染コミュニティセンター多目的ホールにおいて行われ, 以下の質疑応答があった。説明会開催の周知方法については, 当該物件を中心として半径 2 km の範囲で「説明会のチラシ」5, 3 0 0 部を新聞折込 (読売・朝日・毎日・茨城) とした。近隣住民への説明については, 小売店の不確定要素があるため行っていない。出入口形状の変更等の施設再整備は行わないが, 6 号国道への退店経路については, 右折をしない方針とする旨説明があった。</p> <p>さて, 本会議の内容については, 大規模小売店舗変更届出書「Qizmall 龍ヶ崎」の出店計画について, 大規模小売店舗立地法第 4 条「指針」に定められた大型店設置者が配慮すべき事項に基づく市の意見の調整及び集約で, 関係各課からは下記の意見が出された。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 浄化槽による雨水幹線への排水については, 適切な申請と法定点検を行うこと。</li> <li>2 通行者の安全確保については継続してより慎重を期すこと。</li> <li>3 騒音・振動規制法による規制基準を遵守することはもとより光害についても留意すること。</li> <li>4 屋外広告物については, 許可の基準内を遵守すること。</li> <li>5 夜間営業については, 防犯及び非行防止への対策に留意すること。</li> <li>6 警察の巡廻ルートに加えてもらうのも有効かと思われる。</li> </ol>						
要 措 置 事 項							
情 報 公 開	公開	非公開 (一部非公開を含む) とする理由		(龍ヶ崎市情報公開条例第 9 条 号該当)			
		公開が可能となる時期 (可能な範囲で記入)		年 月 日			

※ この様式は, 会議顛末書の他, 報告書 (人事課に提出する研修報告書は除く), 交渉記録簿, 打合せ顛末書等に適宜表題を変更して使用します。